# 横浜市は条例を制定し

# み屋敷の対策を進めます。

「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための 支援及び措置に関する条例(いわゆる「ごみ屋敷」対策条例)」を 平成28年12月1日から施行します。

# 🕧 いわゆる「ごみ屋敷」とは

ごみなどの物が屋内や屋外に積まれることにより、悪臭や害虫の発生、崩落や火災等の危 険性が生じるなど、本人又は近隣の生活環境が損なわれている状態(不良な生活環境) にある建築物やその敷地をいいます。

# 🛾 本人に寄り添った支援

基本的にいわゆる「ごみ屋敷」状態を解消する責任は、物をためこんだ本人にあります。 しかし、その背景には、認知症、加齢による身体機能の低下や地域からの孤立などの様々な 課題があります。そこで、これまでも福祉的側面から支援を行ってきましたが、引き続き市・ 区役所と関係機関や地域住民が協力して、本人に寄り添った支援を行います。この 取組により、ごみを片付けるだけでなく、生活上の諸課題の解決をめざします。

#### 【支援イメージ】

### 物をためこんだ本人



支援

連携・協力

- 家庭訪問
- 生活相談
- 福祉制度の紹介
- ●排出の支援 など

### 地域住民

- 見守り
- ▶声かけ など

### 市•区役所

- 関係機関

## ❸ この条例でできること

これまでも福祉サービスの一環で支援してきたことに加え、条例制定により、新たにできるようになる以下の事項を組み合わせて、いわゆる「ごみ屋敷」問題の解決に取り組みます。

#### 調査

物をためこんだ本人の親族関係 や福祉サービスの受給状況を調 査することが可能になります。

### ごみの排出の支援

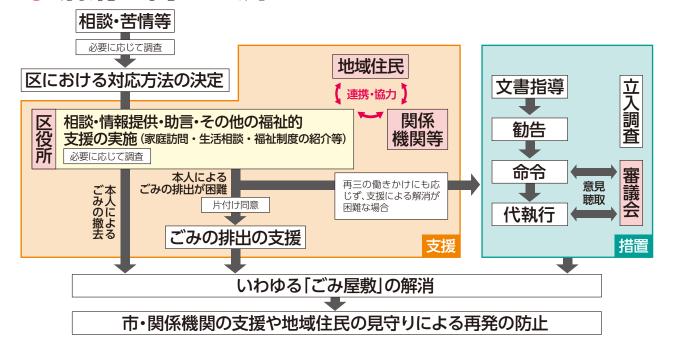
近隣の生活環境が損なわれていて、本人が片付けに同意したものの、自ら行うことができない場合に、行政がその片付けを支援します。

#### 措置(代執行など)

周辺住民の生命・身体に深刻な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、再三の働きかけにも応じないケースについては、指導・勧告・命令・代執行(※)を行うことができます。

※代執行は、行政代執行法において、「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限り可能とされています。

# 4 解消に向けた流れ



#### **問合せ先**(市外局番はいずれも[045]です。)

- (1)条例に関するお問合せは、健康福祉局福祉保健課まで TEL 671-4049 FAX 664-3622
- (2) いわゆる「ごみ屋敷」に関するお問合せは、各区福祉保健課まで

区 名	電話番号	FAX番号	区	名	電話番号	FAX番号	区 名	電話番号	FAX番号
青 葉 区	978-2433	978-2419	港雨	有 区	847-8432	846-5981	戸 塚 区	866-8418	865-3963
旭 区	954-6101	953-7713	港 は	比区	540-2338	540-2368	中 区	224-8151	224-8157
泉 区	800-2401	800-2516	栄	区	894-6963	895-1759	西区	320-8436	324-3703
磯子区	750-2411	750-2547	瀬 名	今 区	367-5702	365-5718	保土ケ谷区	334-6313	333-6309
神奈川区	411-7131	316-7877	都匀	<b>瓦</b>	948-2341	948-2354	緑 区	930-2328	930-2355
金 沢 区	788-7820	784-4600	鶴り	見 区	510-1791	510-1792	南 区	341-1182	341-1189

(3) ごみ処理一般のお問合せは、各区にある資源循環局事務所まで